

○中期目標期間終了時の検討の概要

1 趣旨

地方独立行政法人法第79条の2第1項により、市長は、公立大学法人前橋工科大学（以下、「法人」という。）に係る中期目標の期間の終了時までには、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。

また、検討を行う際には、同条第2項により、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

【参考：】地方独立行政法人法第79条の2

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までには、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 実施方針

本市では、これまでの各年度計画の実施状況や中期計画の達成に向けての評価委員会の評価等を踏まえ、第2期中期目標の素案を作成し、5月21日から6月18日までパブリックコメントを実施した。今後は、9月議会での議決を経て中期目標を策定し、法人への指示を予定している。

本検討については、これまでの各年度業務実績に関する評価や中間評価等を踏まえ、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、措置を講ずることとする。

市としては、措置の内容を次期中期計画に活かすよう、法人に対して求めることとする。

3 スケジュール

7月中旬 法人：資料6-2の中期計画中間評価に平成29年度の実績を反映させた5年間の中間評価を作成、市に提出

8～10月 市：法人の5年間の実績や評価をもとに検討、措置の素案作成

10月 第2回評価委員会にて意見聴取、検討の結果に基づき法人へ措置